

JPCLA News

一般社団法人
日本写真著作権協会

Japan Photographic Copyright Association



photo: 大戸敏之 / Toshiyuki Ohto / HJPI321010000071

CONTENTS

LATEST NEWS 最新ニュース	写真著作権セミナーを開催 p2
	JPCA 定時社員総会を開催 p3
	「瀬尾太一さんを偲ぶ会」を開催 p3
SPECIAL REPORT スペシャルレポート	写真美術館と学芸員 p6
COPYRIGHT 著作権入門	著作権と著作権法 p10
QUESTION/ANSWER 一問一答	似ている写真的掲載はダメ? p11
GALLERY ギャラリー	木村伊兵衛 p4 田沼 武能 p8
JPCA会員団体	
公益社団法人日本写真家協会 (JPS)	
公益社団法人日本広告写真家協会 (APA)	
一般社団法人日本写真文化協会 (文協)	
日本肖像写真家協会 (日肖写)	
一般社団法人日本写真作家協会 (JPA)	
全日本写真連盟 (全日写連)	
一般社団法人日本スポーツプレス協会 (AJPS)	
一般社団法人日本自然科学写真協会 (SSP)	
日本風景写真協会 (JNP)	
公益社団法人日本写真協会 (PSJ)	
一般社団法人日本スポーツ写真協会 (ANSP)	

写真著作権セミナーを開催

写真著作権普及啓発事業として、日本写真著作権協会（JPCA）と会員団体との共催によるセミナーを開催しました。

「知っておきたい著作権セミナー」を東京、京都で開催

日本写真家協会（JPS）とJPCAの共催による著作権セミナーを5月28日に東京都写真美術館1Fホールで、6月25日、26日に京都市勧業館「みやこめっせ」大会議室で開催した。講師は、写真家・吉川信之氏（JPS著作権委員会委員長）、写真家・棚井文雄氏（JPCA常務理事）が務めた。それぞれ4回の講演が行われ約400名が参加し、著作者の権利や、肖像権の判断基準が具体的に示され、とても分かりやすかったと好評を博した。



photo: 野田知明
HJPI320110003058

「知っておきたい写真著作権・肖像権セミナーとQ&A」を開催

日本写真文化協会とJPCAの共催による著作権セミナーを6月29日にアルカディア市ヶ谷で開催した。講師は、弁護士・池村聰氏（三浦法律事務所）、壹貫田剛史氏（JPCA常務理事）が務めた。全国から訪れた会員とメーカーの方などに理解を深めてもらう目的は充分果たせた。70名が参加し、ユニークで事例も豊富で示唆に富んだセミナーだったと、概ね参加者からは高評価で、分かりやすく為になったという感想をいただいた。



©日本写真文化協会

『「写真の著作権、肖像権」聞いてみよう！ルールとマナー』を開催

日本写真協会（PSJ）とJPCAの共催で、6月25日に東京新宿ヒルトピアアートスクエアで著作権セミナーを開催した。講師は写真家・加藤雅昭氏が務め、やや敷居の高い「著作権」や「肖像権」などについて講師自身が撮影した実例作品を使い具体的に分かりやすく解説してもらった。当会場では写真の日記念写真展が開催中で、セミナーには入賞者や写真愛好家など23名が参加し、質疑応答では活発な反応があり予定時間を超過した。



© The Month of photography, Tokyo

「写真著作権セミナー」+「作品Bookのレビューを通じて著作権を考える」を開催

日本広告写真家協会（APA）とJPCAの共催による著作権セミナーを7月2日に開催した。主会場の東京都写真美術館と札幌、宮城（2カ所）、名古屋、大阪、福岡の6会場とを遠隔会議システムで結んで行われ、参加者は251名。野間自子弁護士による著作権の基礎と具体的な事例の説明の後、野間氏と岩田佳典日本モデルエージェンシー理事長、鈴木英雄APA副会長による質疑応答が行われたが、予定時間を超える盛況だった。



photo: 藤田織也
HJPI320110001470

日本写真著作権協会（JPCA） 定時社員総会を開催

2022（令和4）年9月27日に日本写真著作権協会（JPCA）定時社員総会が、新型コロナウイルス感染防止対策として遠隔会議システムを利用して行われた。11の正会員団体より就任した理事、監事が出席する中、2021年度の事業報告と決算報告ならびに会計監査報告がなされ、承認可決された。

続いて2022年度の事業計画案と予算案の審議を行い、詳細を説明の後、承認可決された。

この後、JPCA正会員11団体から提出された2022年度の理事、監事推薦リストが検討され、承認された。

総会に続いて2022年度第1回JPCA理事会が開かれ、JPCA代表理事として新しく田中秀幸氏を選任した。またJPCA役員として下記の方々を選任した。

記：田井宏和

2022年度日本写真著作権協会（JPCA）役員

会長	田中秀幸	(日本写真文化協会)
副会長	野町和嘉	(日本写真家協会)
副会長	白鳥真太郎	(日本広告写真家協会)
常務理事	棚井文雄	(日本写真著作権協会)
常務理事	壹貫田剛史	(日本写真著作権協会)

日本写真著作権協会（JPCA）前常務理事 「瀬尾太一さんを偲ぶ会」を開催

2021年7月14日に亡くなった瀬尾太一氏を偲ぶ「瀬尾太一さんを偲ぶ会」が、2022年10月11日、一般社団法人日本写真著作権協会（JPCA）、公益社団法人日本複製権センター（JRRC）、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の共催により千代田区内のホテルモントレーにて開催された。

関係団体をはじめ、写真家、弁護士など200名を超える日本の写真著作権に携わる鉢々たる関係者が出席し、瀬尾太一氏を偲ぶとともに、著作権を守るために写真家の立場で作り上げた人脈の広さに驚きをあらたにさせられた会でもあった。

会は、JPCA田中秀幸会長、SARTRAS土肥一史理事長、矢野和彦元文化庁次長、JRRC川瀬真理理事長の挨拶に続き、家族を代表して瀬尾一生氏の挨拶で締めくくられた。

会場で上映されたムービー「写真家・瀬尾太一」が、下記で閲覧できます。

<https://j pca.gr.jp/news/220126-2/>



記 /photo: 加藤雅昭 HJPI320110001771

GALLERY



photo: Ihei Kimura

写真集『木村伊兵衛 写真に生きる』より《車中の人の》

木村伊兵衛 / Ihei Kimura / HJPI320110000001

秋田県

1953年



写真集『木村伊兵衛 写真に生きる』より《大館行き列車内のアイスクリーム売り》

木村伊兵衛 / Ihei Kimura / HJPI320110000001

岩手県盛岡市

1954年

写真美術館と学芸員

東京都写真美術館の浜崎加織学芸員に聞く

東京都写真美術館は写真と映像の収集と展示に特化したユニークな美術館だ。その活動の一翼を担っているのが学芸員の人たちである。



浜崎加織氏

■東京都写真美術館の設立理念

東京都写真美術館は東京都の政策連携団体である東京都歴史文化財団に属する施設です。東京都歴史文化財団には当館を含めて江戸東京博物館など12の施設があります。この財団は東京の文化や歴史を継承するとともに、多くの方々に芸術文化に親しんでほしいということで設立されました。その設立目的のもとに写真と映像に特化した美術館として1990年に一次施設開館、1995年7月に恵比寿ガーデンプレイスで総合開館し、現在に至っています。

■内外の写真美術館

写真と映像の専門的な美術館は国内では当館が唯一かと思います。もちろん植田正治写真美術館や土門拳記念館など写真家の名前を冠した写真美術館が全国にありますし、国立国際美術館や横浜美術館など、絵画や彫刻だけでなく、写真もコレクションしている美術館が国内にあります。

海外だと、アメリカにはジョージ・イーストマン博物館、フランスにはヨーロッパ写真美術館、ドイツにはベルリン写真美術館などの写真専門の美術館があります。そのほかに日本の美術館と同じで絵画や彫刻だけでなく写真も収集している美術館が、例えばイギリスのヴィクトリア&アルバート博物館やアメリカのメトロポリタン美術館などたくさんあります。

■学芸員の仕事

東京都写真美術館には現在15名の学芸員がいます。私の所属している事業第一係は10名で

すが、教育普及部門にも学芸員がいます。また、写真の歴史に詳しい人、現代写真に詳しい人、アメリカの写真に詳しい人など、いろいろなタイプの学芸員がいます。それぞれに写真の中でも得意な分野があります。ここでの学芸員の主な仕事は展覧会の企画をすること、そして絵画と同じように写真作品を収集したり保存したりするのも大きな仕事です。

■三つの展示室と展示内容

東京都写真美術館には三つの展示室があって、そこで収蔵展、企画展、誘致展を行っています。地下1階の展示室は外部との共催で行う誘致展や映像の展覧会の時に使うことが多いのですが、三つの展示室を使い分けるということは特にしています。

収蔵作品は36,000点（2022年時点）ほどあり、それを活用した展覧会を企画することに力を注いでいます。TOPコレクションと銘打って収蔵作品を展示するプログラムを年に1、2回組んでいます。担当の学芸員によって企画の内容が変わります。それぞれの得意分野を活かして、さまざまな角度からコレクションを紹介しています。常設展示はありません。

■作品の著作権の取り扱いと保存

誘致展作品については、作家への出品依頼の際に複製使用などについて協力を依頼しています。また、葉書などを作成して販売する場合は、その都度、使用許諾を得ています。収蔵作品について

は、基本的に収蔵の際に著作権者から著作権の使用許諾を得ています。

写真作品は原則としてプリントで収蔵し、フィルムでは収蔵していません。プリントは絵画と同じように温度と湿度を調整した館内の収蔵庫で保存しています。館内には収蔵庫が三つありますが、退色のおそれのあるカラー写真に関しては温度の低い収蔵庫に保管するようにしています。また紫外線をシャットアウトするために蛍光灯をLEDに替えていました。最近は大型の作品や特殊な額装の写真も増えているので、作品の収蔵場所には苦慮しています。

そもそも博物館や美術館の一番の活動は作品を収集し保存することです。さらに、単に保存するだけでなく、多くの方々に展覧会などの形で公開することも重要です。これは全世界共通だと思います。特に収集し保存すること（コレクション）は美術館や博物館にとって大切な使命だと思います。文化財を収集し保存して後世に残すのが私たちの仕事なのです。

■デジタルデータは今後の課題

写真に関してはプリントを保存していて、デジタルデータを預かることは基本的にありません。ただ、写真に併せて映像の作品も収集しているので、デジタルデータはこれからも課題ですね。

絵画や彫刻は何百年も保存してきた歴史があるので、どれくらいの耐久性があるかがある程度分かっていますが、それに比べると写真や映像は新しいメディアですので、難しい課題だと思います。

■展示以外に重点を置いている活動

教育普及活動にはとても力を入れています。銀塩プリントを一般の人に体験していただいたり、子供たちが写真や映像に親しめるように青焼き写真を作るワークショップなどを開催しています。最近はデジタルに慣れていてもフィルムには親しみのない若い世代の方が増えているようなので、普及担当がネガとポジの仕組みを説明するアニメーションなど、映像や写真に親しむ教材をいろいろと制作しています。

■学芸員として心がけていること

企画する時に自分の中でこの作品がいいか、あの作品がいいかといろいろセレクションします。セレクションする際に本当にこれでいいのかと思う時があり、迷ったら自分に嘘をつかず、納得がいくまで考えます。自分がいいと思っているものでないと、人に見てもらって人の心に響かないと考えているので、自分がいいと思ったものを選んで展示するように心がけています。

当館には素晴らしい作品がたくさん収蔵されています。特に私自身が学生の時に戦後の写真を研究していたこともあるので、収蔵作品を使って戦後の写真を紹介する展覧会ができたらと思います。

■コロナ禍、そしてこれから

ここ数年は新型コロナウイルス感染症の流行もあり、状況を見ながら運営をしてきました。緊急事態宣言により一時的に休館するなど、厳しい局面もありましたが、少しずつ来館者も増え始め、今また、状況が変わりつつあるのかなとも思います。ただ、以前と同じ状況ではないので社会の変化に合わせてこれからも柔軟に対応していきたいと思っています。

インタビュー / まとめ : 田井宏和
photo: 加藤雅昭 HJPI320110001771

浜崎加織 (はまさき・かおり)

東京都写真美術館学芸員。武蔵野美術大学芸術文化学科で美術史や現代写真を研究。写真ギャラリーのツアイト・フォト、東京都庭園美術館を経て、現職。

GALLERY



photo: Takeyoshi Tanuma

写真集『東京わが残像 1948-1964』より《正月の都電内の人びと》

田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058
台東区
1951年



photo: Takeyoshi Tanuma

写真集『東京わが残像 1948-1964』より《通勤ラッシュで押し込む駅員》

田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058
新宿駅
1959年

著作権と著作権法

著作物を創作した人に与えられる権利が著作権で、それを定めた法律が著作権法です。日本の著作権法の考え方について概観してみましょう。

著作権は知的財産権

「著作権」は知的財産権の一つです。知的財産権とは、知的な創作活動によって作り出された創作物（知的財産）について、その創作者に対して与えられる権利です。知的財産の中には著作物、発明、デザインなど様々なものがあり、いずれも対応する法律によって、他者が無断で知的財産を使用できないといった創作者の権利が保護されています。このうち著作物を保護する法律が「著作権法」です。

著作権法の歴史

著作権保護の歴史は古く、ヨーロッパ諸国では15世紀に始まり、18世紀から19世紀にかけて法整備が進みました。1886年にはスイスのベルン（ベルン）で国際条約である「ベルヌ条約」が作成され、国を超えた著作権保護に関する基本的な考え方方が打ち出されました。ヨーロッパ大陸におけるこうした法整備は「大陸法」として今でも国際的な著作権保護の基礎となっています。日本も1899年に最初の著作権法（旧著作権法）を制定すると同時にベルヌ条約に加盟しました。その後、日本の著作権法は1970年に全面改正が行われ、現在の著作権法になりましたが、大陸法に基づくという土台は維持されています。

日本の著作権法

日本の著作権法で保護されている権利は「著作者の権利（著作権）」と「実演家等の権利」です。「実演家等の権利」は実演家（歌手や俳優など）やレコード製作者などに与えられる権利で、録音あるいは録画された内容が無断で使用されることなどを定めています（これを「著作隣接権」といいます）。

一方「著作者の権利（著作権）」は「著作者人格権」と「著作権（財産権）」を定めています。それぞれの概略は以下の通りです。

著作者人格権

著作者が精神的に傷つけられないようにするための権利で、著作物の創作時に自動的に著作者に付与されます（無方式主義）。著作者の感情を尊重するものであることから他者への譲渡はできません。著作者が亡くなればこの権利も失効します。

著作権（財産権）

著作物の財産的な価値と、その使用による著作者の経済的な利益を守るための権利です。著作者人格権と同様に著作物の創作時に自動的に付与されますが、著作権（財産権）については著作者の同意があれば第三者への譲渡が可能です。著作物の創作時から著作者の死後70年までが権利の有効期間です。

著作権を大切に

著作権は著作権法の整備を通じて保護されてきました。日本の著作権の特色は、無方式主義であること（著作物の創作時に自動的に著作権が付与される）、そして著作者人格権が与えられることですが、いずれも大陸法の考え方方に沿うものでベルヌ条約に基づきます。

最近、著作物を使う立場の企業などが著作者に「著作者人格権不行使特約」に署名させ、著作者人格権を実質的に放棄させるという動きが広まっています。フォトコンテストの募集要項の中でも著作者人格権不行使を前提とするものが散見されます。

今日の日本の著作権法によって著作者人格権が与えられるのは、法律が著作者の人格と心を大切にしてきたからに他なりません。せっかく与えられる大事な権利ですので、不用意に放棄することがないよう、細心の注意を払いたいものです。

記：大國浩太郎

【参考文献】

文化庁著作権課「著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～令和3年度」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93293301_01.pdf



QUESTION

似ている写真の掲載はダメ?

SNSに掲載した自分の写真について、「すでに他の人が発表している作品と似ているので削除して下さい」と指摘がありました。似ていてはダメなのでしょうか?



棚井文雄 / Fumio Tanai / HJPI320610000334
フィラデルフィア、旧イースタン州立刑務所 / 2010年

ANSWER

敢えて似させるような作品を創作しないことが重要

著作権を侵害しているのではないかと問われるケースに、「類似」があります。写真において、同じ場所や空間で撮影する際には、どうしても似てしまう、もしくは、偶然に一致してしまうこともあるでしょう。

“似ている”として著作権侵害を訴え、実際に裁判になった「廃墟写真事件」を紹介します。

「廃墟写真」というと、通称「軍艦島」でも知られている長崎県の「端島」を思い浮かべる方もいらっしゃるかも知れません。そんな寂寞たる美の世界を捉えた作品、この裁判では変電所跡で撮影された作品でしたが、その写真と出版を巡る裁判がありました。

訴えた側の写真家は、「廃墟写真」の表現には、“被写体、構図、撮影方向”的選択が重要であり、“撮影時期、フィルムのサイズ、カラーかモノクロか、色調”などは二次的な要素であると主張しました。

一方、「似ている」として訴えられた側の写真家は、自分の作品を「風景写真」とした上で、表現としての創作性を認めるべきは、“撮影時刻、レンズ、露出やシャッター速度、現像やプリントの手法、色調”などの選択による、構図や陰影の決め方であるとし、「廃墟写真」に限って、“被写体、撮影方向”が重要であるとは言えないと反論しました。

裁判所は、問題とされた5点の写真を比較し、撮影方向、撮影時期、色調の違い、写っている植物の有無を指摘した上で、例え構図が似ていても、写真全体から受ける印象が異なっていれば、侵害に該当することは認められないとして、それらの写真が侵害に該当することは認められないと判断しました。そして、表現において、被写体である「廃墟」そのものに“本質的な特徴”（重要性）があるとは言えないとも付け加えています。

また、この裁判では前述の通り「似ている」写真であるかどうかが主たる争点となり、不法行為は成立しないとしましたが、「類似」については、撮影以前からその作品を知っていたのか、知らずに似てしまったのかということについても問題になることも覚えておきましょう。

何をもって表現の“本質的な特徴”であるかを示すことは大変難しく、微妙な問題だと思いますが、撮影する被写体や場所が同じという程度の類似においては、著作権侵害にはあたらないと考えられるということになります。とは言え、これまでに公表されている作品と同じような条件で撮影する場合には、敢えて似させるような作品を創作しないことが重要と言えます。

記：棚井文雄

一般社団法人日本写真作家協会
第33回JPA会員展/第20回公募展

JPA展

「地球はいま」

●大阪展 宝塚市立文化芸術センター
【大阪市立美術館改築の為、会場変更になります】
2023年1月19日(木)～1月24日(火)

●仙台展 せんだいメディアテーク
2023年5月6日(土)～5月9日(火)

文部科学大臣賞 JPA大賞
「獅子舞が来た」内藤 均

金賞 自然風景部門
「早春の山を行く」関谷 智彦

金賞 生活と文化部門
「坂道」辻 康二

金賞 創作部門
「人の住む世界」辻本 幸代

金賞 動物部門
「誘い」白山 貴浩

※東京展 / 東京都美術館は終了しました。

デジタルの時代だからこそ
改変してほしくない写真もあります。
勝手にトリミングされたり、
勝手に合成されたりしないように
著作権が守ってれます。
これを「同一性保持権」と言います。
著作者の創作意欲を守るための権利
著作者人格権のひとつです。
写真著作権を大切に。

**YOU ARE A
COPYRIGHT OWNER**

一般社団法人
日本写真著作権協会
〒102-0082
東京都千代田区一番町25 JCIIビル403
<https://jpca.gr.jp>